その他告示

○海上保安庁告示第十八号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年五月二十六日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示

第一条　海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			
別表（第一条関係）			
種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
（略）	（略）	（略）	（略）
無操縦者航空機	（略）	（略）	（略）
	ＲＡ482 ＲＡ484	同 ジェネラル・アトミクス・エアロノーティカル・システムズ式ＵＢＣ97000―24（ＭＱ―９Ｂ）型	ＪＡ482Ａ ＪＡ484Ａ

改正前			
別表（第一条関係）			
種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
（略）	（略）	（略）	（略）
無操縦者航空機	（略）	（略）	（略）
	ＲＡ482 ＲＡ483 ＲＡ484	同 ジェネラル・アトミクス・エアロノーティカル・システムズ式ＵＢＣ97000―24（ＭＱ―９Ｂ）型 同	ＪＡ482Ａ ＪＡ483Ａ ＪＡ484Ａ

第二条　海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			
別表（第一条関係）			
種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
（略）	（略）	（略）	（略）
無操縦者航空機	（略）	（略）	（略）
	ＲＡ482 ＲＡ483 ＲＡ484	同 ジェネラル・アトミクス・エアロノーティカル・システムズ式ＵＢＣ97000―24（ＭＱ―９Ｂ）型 同	ＪＡ482Ａ ＪＡ483Ａ ＪＡ484Ａ

改正前			
別表（第一条関係）			
種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
（略）	（略）	（略）	（略）
無操縦者航空機	（略）	（略）	（略）
	ＲＡ482 ＲＡ484	同 ジェネラル・アトミクス・エアロノーティカル・システムズ式ＵＢＣ97000―24（ＭＱ―９Ｂ）型	ＪＡ482Ａ ＪＡ484Ａ

附　則

この告示は、令和八年三月十七日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年三月二十六日から施行する。